

# 令和4年度

## 第1回市川市交通対策審議会

日時: 令和5年1月24日(火)14時00分～

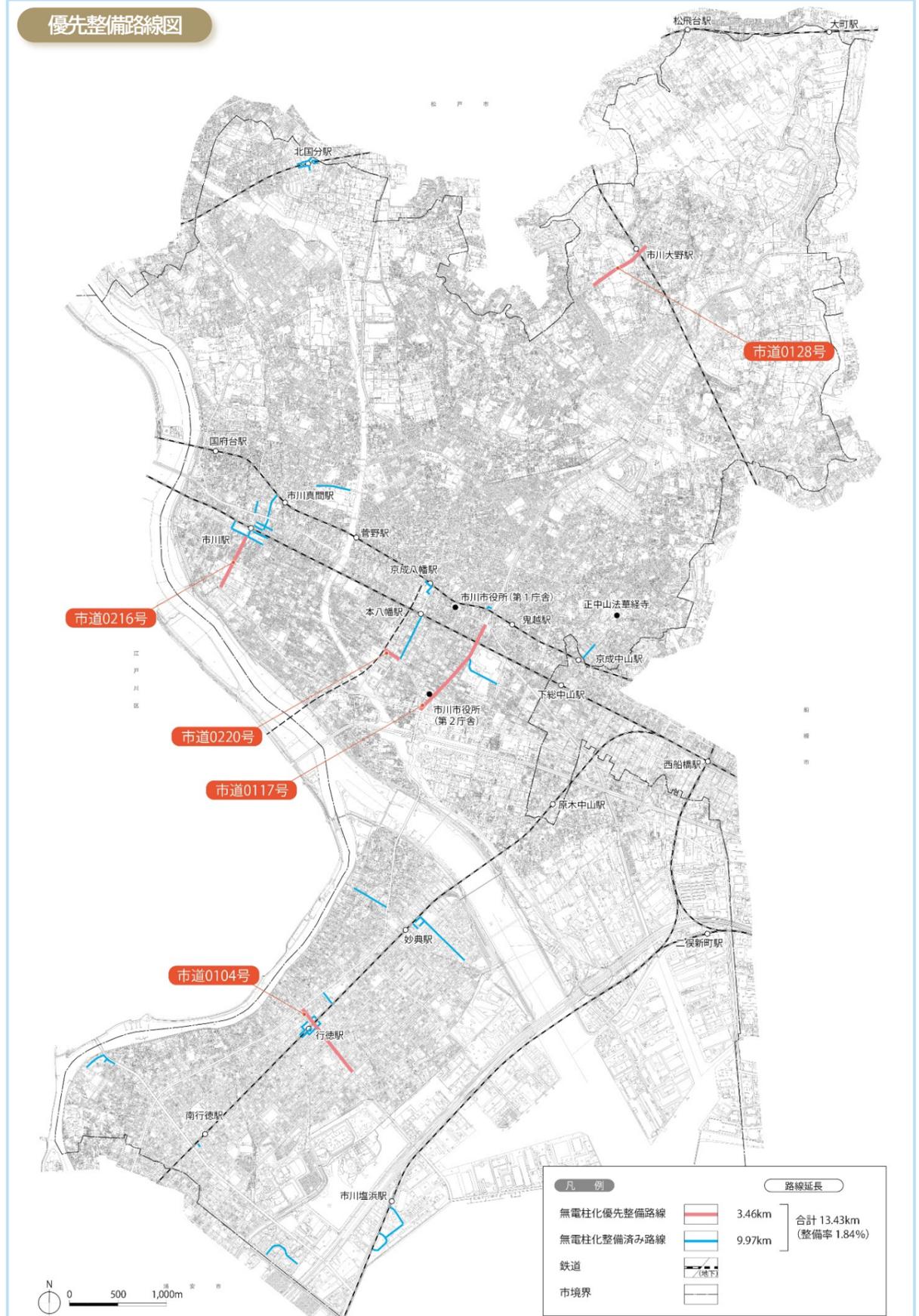
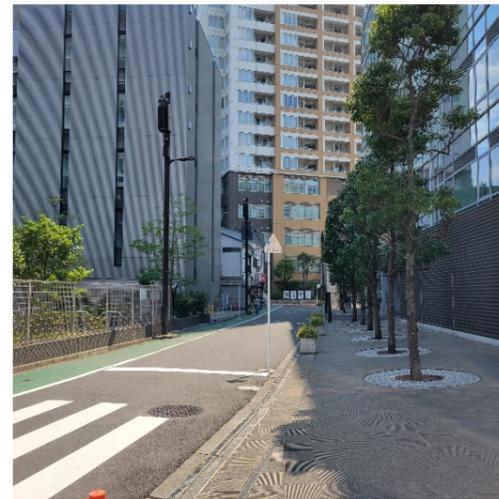
場所: 第1庁舎 5階 第4委員会室

### 会議次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 新委員紹介
5. 会長・副会長の選任について
6. 報告事項
  - (1)市川市無電柱化推進計画策定について
  - (2)都市計画道路整備プログラム策定について
  - (3)市川市コミュニティバス検証実験について
  - (4)市川市自転車等駐車場の使用料の減免について
7. その他報告事項
  - (1)八街市の交通事故を受けての通学路の安全対策について
  - (2)市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について
  - (3)市川市シェアサイクル事業について
  - (4)京成菅野駅第1駐輪場及び第2駐輪場の設置について
8. 閉会

# 市川市無電柱化推進計画

## 概要版



令和4年8月

### 市川市無電柱化推進計画

概要版

令和4年8月

企画・編集：市川市道路交通部道路建設課  
 発行者：市川市  
 〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号  
 TEL 047-334-1111 (代表)  
<https://www.city.ichikawa.lg.jp>

## ■ 計画策定の背景と目的、位置づけ

道路上の電柱や電線は、利用者の通行の妨げや景観を悪化させる要因となっているほか、災害発生時には電柱の傾斜や倒壊により、交通機能の阻害や停電、通信障害が懸念されることから、無電柱化の必要性が高まっています。

このようなことから市川市においても、総合的、計画的かつ迅速に無電柱化を推進するため、「市川市無電柱化推進計画」を策定したものです。

## ■ 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10か年

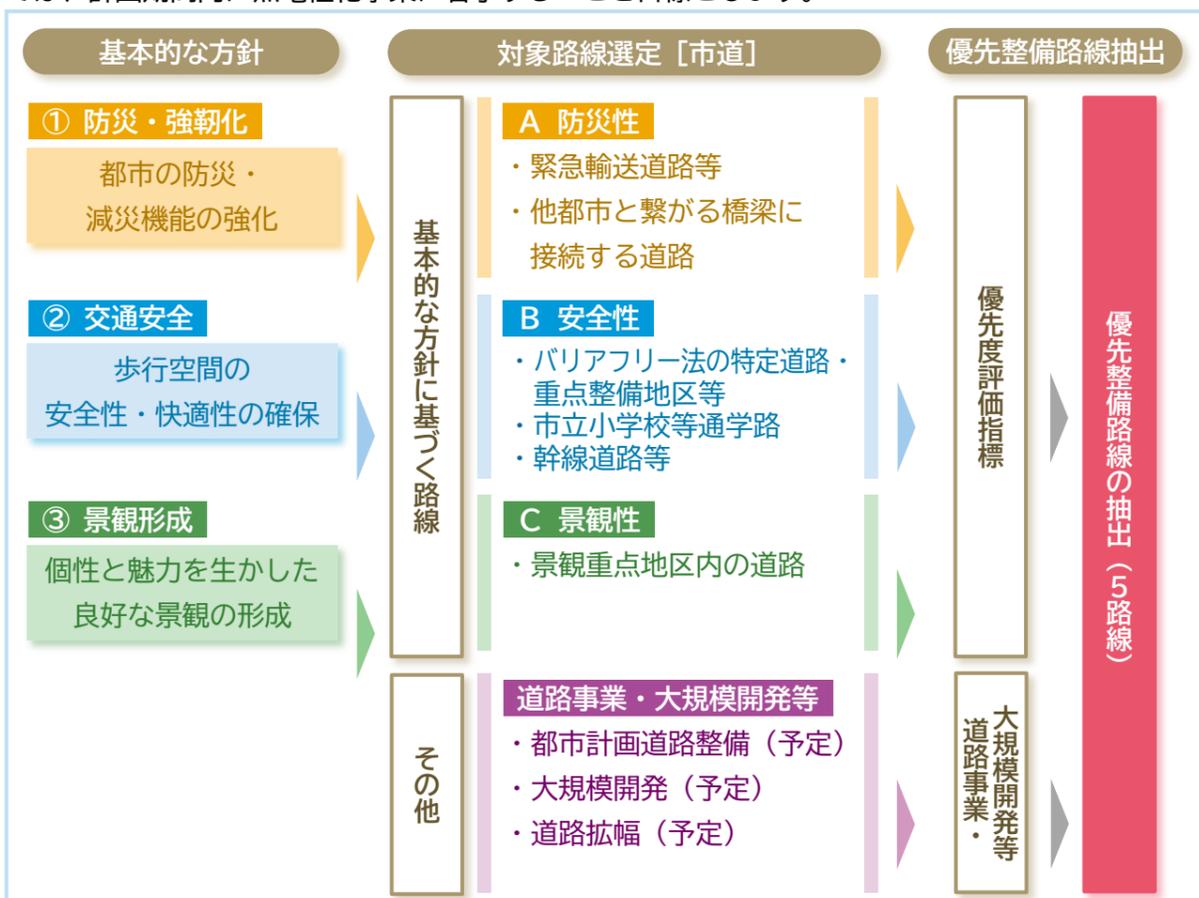
## ■ 市川市における無電柱化の現状

本市における無電柱化延長は9.97kmで国道・県道を合わせて21.26kmです。



## ■ 無電柱化の推進に関する基本的な方針・対象路線

市道の無電柱化推進にあたっては、特に優先度の高い路線を抽出し、計画的かつ重点的に事業を進める必要があります。本市では以下のとおり優先整備路線を抽出しました。優先整備路線については、計画期間内に無電柱化事業に着手することを目標とします。



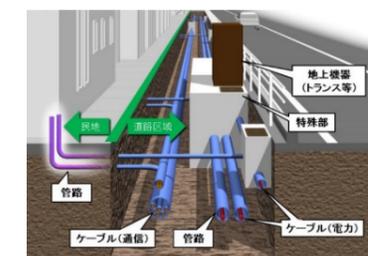
## 優先整備路線一覧

▶ 優先整備路線（5路線）の位置図は裏面参照

	A 防災性			B 安全性					C 景観性	道路事業・大規模開発等			
	緊急輸送道路等	緊急輸送道路	防災拠点等に接する道路	他都市と繋がる橋梁に接続する道路	指定済み特定道路・生活関連経路	生活関連経路以外	重点整備地区	市立小学校等通学路	幹線道路等	景観重点地区内の道路	都市計画道路整備（予定）	大規模開発（予定）	道路拡幅（予定）
市道0104号				○	○		○	○	○				
市道0117号	○				○		○	○	○				
市道0220号					○		○	○	○		○		
市道0216号							○	○	○			○	
市道0128号								○	○				○

## ■ 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、「電線共同溝方式」を基本とし、その他の事業手法についても、地域の実情に合わせて検討を行うこととします。



電線共同溝方式の概要

[出典：国土交通省ホームページ]

## ■ 無電柱化の課題

無電柱化は事業期間が長く、費用がかかることが課題となっています。本市においては低コスト手法や新技術の導入により、期間の短縮や費用縮減に取り組めます。

## ■ 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

道路事業や再開発事業等が行われる場合は、関係事業者は無電柱化を実施するよう要請するとともに、無電柱化を実施しやすいよう、施工時期等の調整に積極的に協力し各事業等に合わせた無電柱化を進めます。

また、道路法37条に基づく区域指定の必要性や効果を十分に検証しながら、必要に応じて区域を指定して新たな電柱の占用を禁止又は制限します。

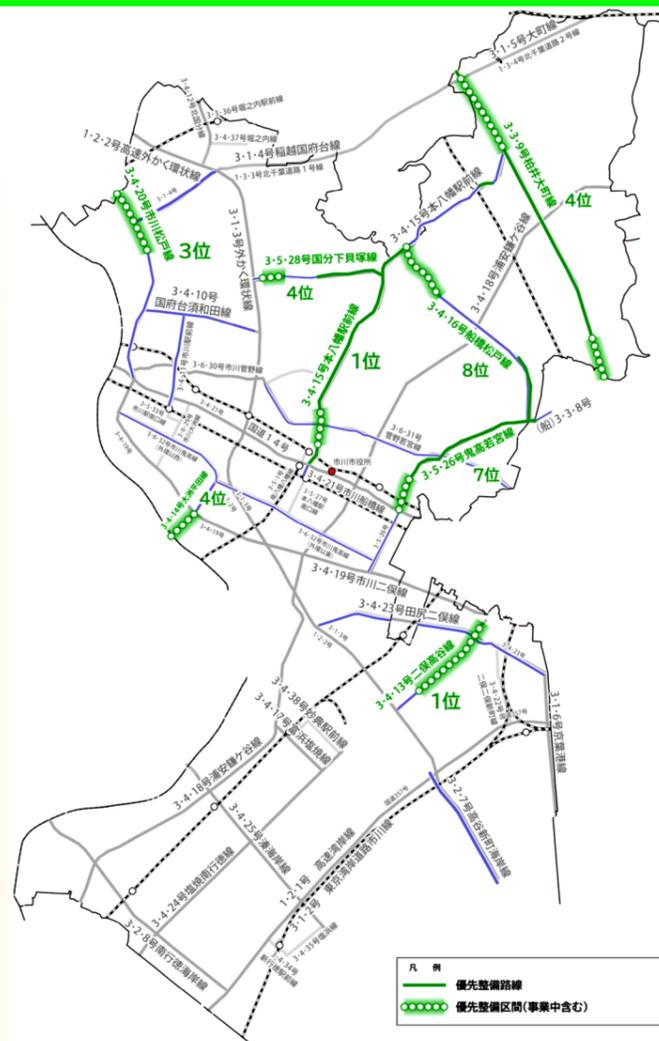
概要版

県事業

【優先整備路線】

位置図・評価順位

※県事業については、下記の評価に基づき、事業中の区間については早期完成を、未事業の区間については早期事業化を千葉県に対して要望していきます。



順位	名称	主な評価項目
1位	3・4・13号 二俣高谷線	上位計画での位置付け、緊急輸送道路、高速道路へのアクセス 4・4路線、都市構造の骨格形成効果、混雑度
	3・4・15号 本八幡駅前線(3・4・16号以南)	駅・商業地域・住居地域へのアクセス、都市構造の骨格形成効果 混雑度、緊急輸送道路、通学路、バス路線
3位	3・4・20号 市川松戸線	上位計画での位置付け、商業地域へのアクセス 都市構造の骨格形成効果、災害避難路、緊急輸送道路、通学路
4位	3・3・9号 柏井大町線	上位計画での位置付け、高速道路へのアクセス 都市構造の骨格形成効果、災害避難路、緊急輸送道路
	3・4・14号 大洲平田線	上位計画での位置付け、4・4路線、都市構造の骨格形成効果 災害避難路、緊急輸送道路、通学路、バス路線
	3・5・28号 国分下貝塚線	上位計画での位置付け、高速道路・商業地域へのアクセス 4・4路線、通学路、バス路線
7位	3・5・26号 鬼高若宮線(国道14号以北)	商業地域へのアクセス、緊急輸送道路、都市構造の骨格形成効果 通学路、バス路線、混雑度
8位	3・4・16号 船橋松戸線	上位計画での位置付け 都市構造の骨格形成効果、緊急輸送道路



令和4年9月

## ■ 都市計画道路整備プログラム策定の目的

都市計画道路の整備方針について、渋滞の緩和、防災機能の向上、利用者の安全等を確保することなどを目的に、将来交通量の推計や混雑度を算出し、費用便益の分析や各路線の評価を行い、道路整備の方向性や整備優先順位を整理するものです。

## ■ 都市計画道路の整備状況

本市では、昭和15年(1940年)に最初の都市計画決定が行われ、全体で42路線、約120kmが都市計画決定されています。一方で、未整備区間を有する路線が21路線あり令和3年3月末時点で整備済み延長は約72.6kmで、計画延長に対する整備済み延長の割合は約6割となっています。

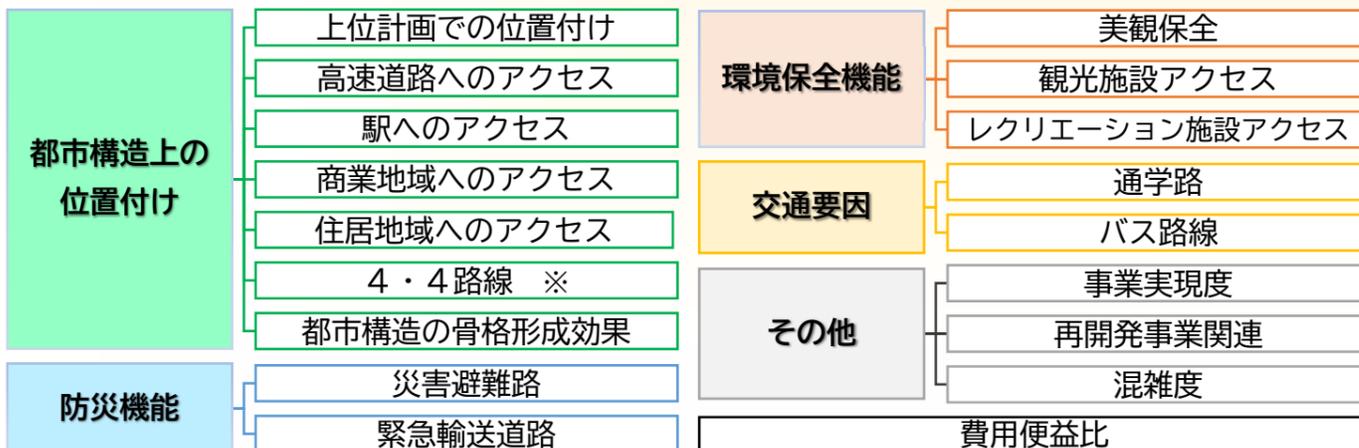
## ■ 対象路線の選定

本市の都市計画道路42路線の内、整備済みあるいは概成済みの路線は21路線あります。また、整備完了が見込まれる路線が4路線、都市計画道路の見直しにより未整備区間を廃止とする路線が2路線あり、これらを差し引いた15路線を対象路線として選定しました。

## ■ 評価方法

評価指標として混雑度や費用対効果等の項目に加えて、市川市の都市構造や防災機能、交通要因等の評価軸に基づいて評価項目を以下のとおり選定し、重要度により評価点を設定することにより、総合的に整備優先順位を決定することにしました。

## ■ 評価項目一覧

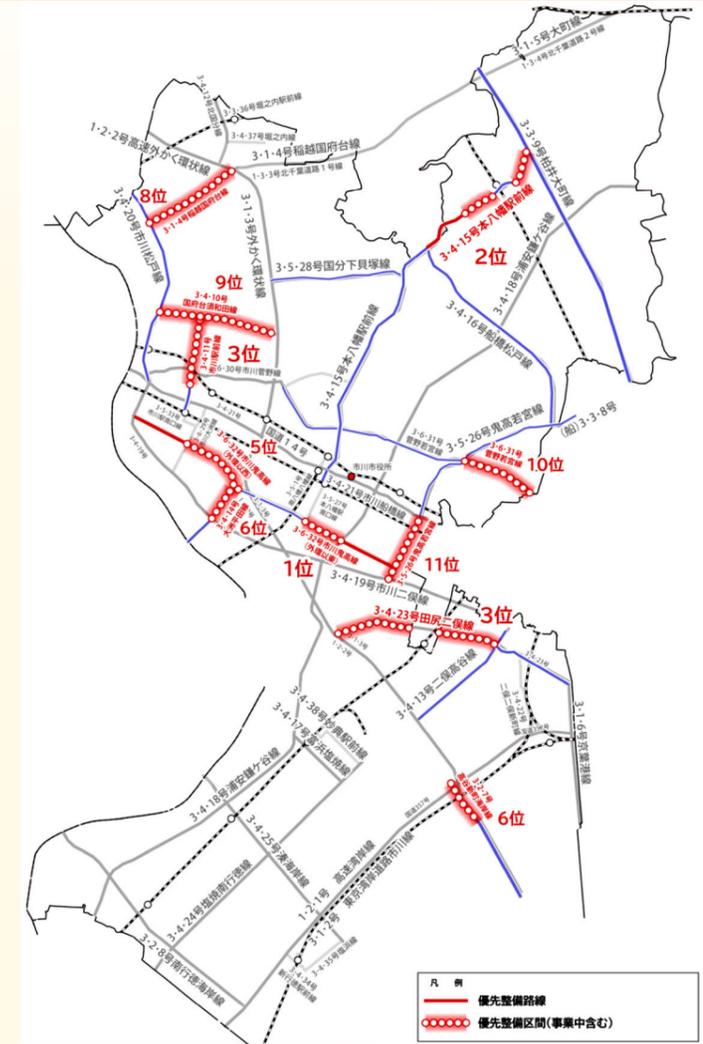


※外環受け入れ時の整備路線に指定されており、外環への接続機能を強化する役割を担う路線

## 市事業

【優先整備路線】  
位置図・評価順位

※今後、本市としては下記の評価に基づいて都市計画道路の整備を進めていきます。



順位	名称	主な評価項目
1位	3・6・32号 市川鬼高線(外環以東)	高速道路・駅・商業地域・住居地域へのアクセス、4・4路線、通学路 都市構造の骨格形成効果
2位	3・4・15号 本八幡駅前線(3・4・16号以北)	上位計画での位置付け、災害避難路、駅・商業地域へのアクセス 通学路、都市構造の骨格形成効果、バス路線
3位	3・4・11号 市川駅前線	駅・商業地域・住居地域へのアクセス、都市構造の骨格形成効果 通学路、バス路線
	3・4・23号 田尻二俣線	高速道路・駅・住居地域へのアクセス、都市構造の骨格形成効果
5位	3・6・32号 市川鬼高線(外環以西)	高速道路・駅・商業地域・住居地域へのアクセス、4・4路線、通学路 都市構造の骨格形成効果
6位	3・2・7号 高谷新町海岸線	高速道路へのアクセス、緊急輸送道路 都市構造の骨格形成効果
	3・4・14号 大洲平田線(3・4・19号以北)	住居地域へのアクセス、4・4路線、災害避難路 都市構造の骨格形成効果
8位	3・1・4号 稲越国府台線(外環以西)	高速道路・商業地域へのアクセス 都市構造の骨格形成効果
9位	3・4・10号 国府台須和田線	高速道路へのアクセス 都市構造の骨格形成効果
10位	3・6・31号 菅野若宮線	商業地域へのアクセス 都市構造の骨格形成効果
11位	3・5・26号 鬼高若宮線(国道14号以南)	商業地域へのアクセス 通学路、事業実現度(マイナス評価)

## 市川市コミュニティバス検証実験について

### 【北東部ルート】

#### 目的

コロナ禍をきっかけに採算率が 40%に満たない現在の状況を鑑み、利用しやすくわかりやすいルートへ変更することで、利用者数を増やし運行の継続を目指す。

#### 検証実験案

現在の循環ルート（右回り、左回り）、往復ルートの 3 ルートを見直し、往復ルート A、B の 2 ルートとする。

#### 運行開始予定

令和 5 年秋頃

### 【南部ルート】

#### 目的

新たな検証実験ルートを新設し、運行することにより、わくわくバスが運行していない地域における需要を確認などし、わくわくバスの利便性の向上及び採算率の向上策を検討する一助とする。

#### 検証実験案

現在のルートはそのまま残した上で、追加で循環ルート A、B の 2 ルートを運行する。

#### 運行開始予定

令和 5 年秋頃

コミュニティバス北東部ルート(梨丸号) 検証実験

○目的

コロナ禍をきっかけに採算率が40%に満たない現在の状況を鑑み、みなさまにとって利用しやすくわかりやすいルートへ変更することで、利用者数を増やし運行の継続を目指します。

○検証実験案

①循環ルート(右・左)と往復ルートの3ルートを、往復ルート2ルートに変更します

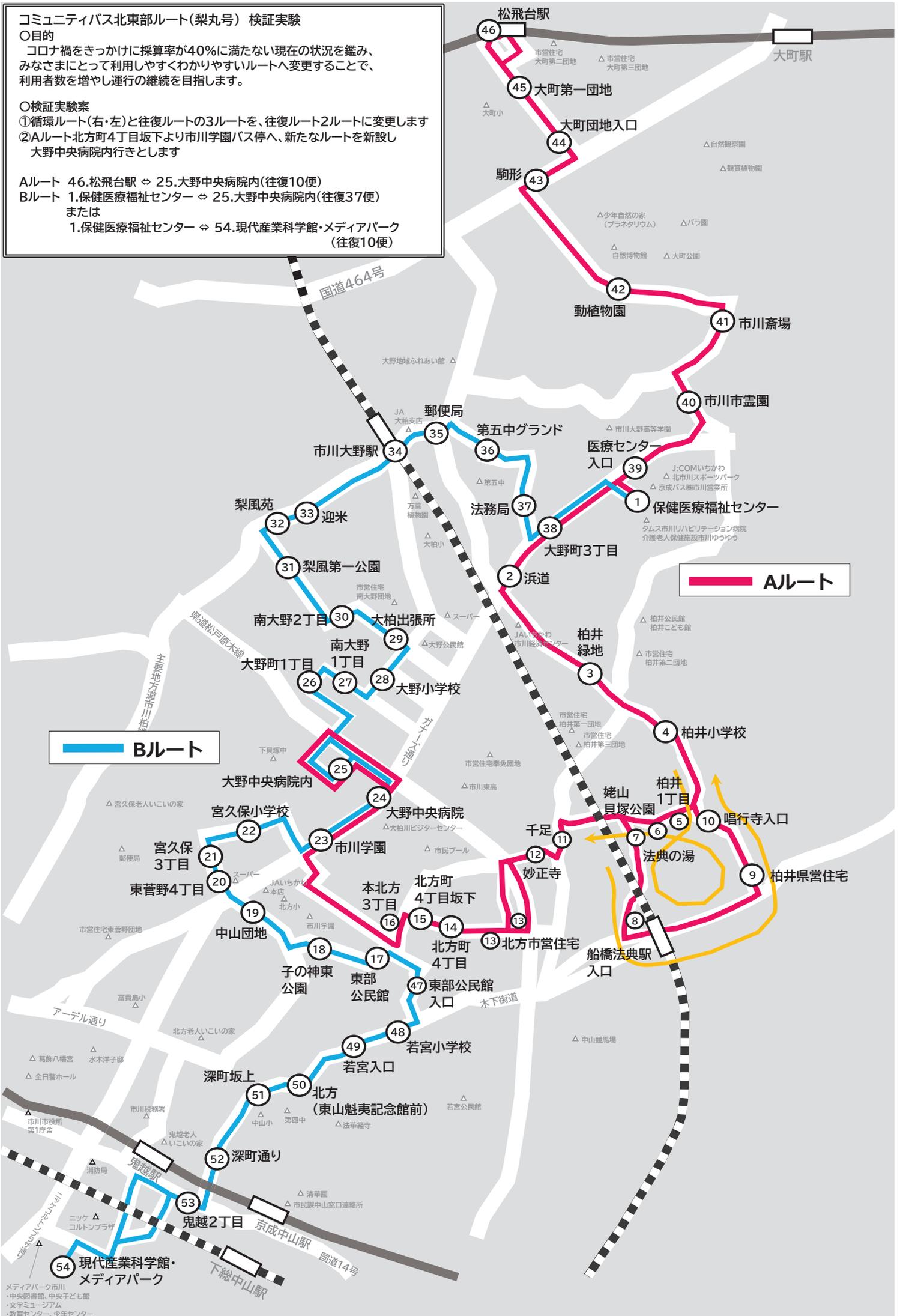
②Aルート北方町4丁目坂下より市川学園バス停へ、新たなルートを新設し大野中央病院内行きとします

Aルート 46.松飛台駅 ⇄ 25.大野中央病院内(往復10便)

Bルート 1.保健医療福祉センター ⇄ 25.大野中央病院内(往復37便)

または

1.保健医療福祉センター ⇄ 54.現代産業科学館・メディアパーク(往復10便)



メディアパーク市川  
 ・中央図書館、中央子ども館  
 ・文学ミュージアム  
 ・教育センター、少年センター



## 市川市自転車等駐車場の使用料の減免について

(道路交通部 交通計画課)

## &lt;目的&gt;

景気の低迷が継続し、これに物価高騰が拍車をかけている。こうした経済情勢の先行きが今後も不透明な中、子育て世帯の経済的負担が大きくなっている。

そこで、将来を担う子どもたちとその家族の負担を軽減するため、緊急的な支援措置として、当面の間、市内在住の高校生以下の自転車等駐車場の使用料金を減免とするもの。

減免の割合は現行の5割とする。

## &lt;対象者&gt;

市内在住の高校生以下 約2,700名(見込み)

## &lt;現行の使用料体系及び減免後&gt;

月額料金（税込み）	自転車		原動付自転車等	
	現 在	減 免 後	現 在	減 免 後
八幡第3地下等 4施設	1,120円	560円	—	—
八幡第5等 8施設	880円	440円	1,760円	880円
八幡第1等 15施設	710円	350円	1,430円	710円
南行徳第1等 9施設	550円	270円	1,100円	550円
大野第1等 3施設	350円	170円	710円	350円

※10円未満の端数については切り捨て

## &lt;実施時期&gt;

・令和5年4月1日から施行

（経済情勢を注視しながら、次回の使用料見直しの令和6年度までで検討）

## 八街市の交通事故を受けての通学路の安全対策について

### 通学路点検の実施

市内 44 校（私立・公立）について

令和 3 年 7 月 26 日から令和 3 年 8 月 6 日に実施した

### 整備の内容

#### 【本庁管内】

車止め 23 本、ガードパイプ 81 m、ガードレール 85.9 m の設置。

路肩カラー舗装 2,752 m の設置。

#### 【支所管内】

車止め 2 本、ガードパイプ 94.5 m の設置。

路肩カラー舗装 620 m の設置。

### 工 期

工事は 2021 年 10 月から 2022 年 1 月にかけて実施。



第1工区 大柏小  
白線、カラー舗装

第2工区 大柏小  
カラー舗装

第3工区 曾谷小  
カラー舗装

第4工区 国分小  
カラー舗装

第9工区 大柏小  
白線、カラー舗装

第5工区 市川小  
白線、カラー舗装

第10工区 富貴島小  
カラー舗装

第6工区 宮田小  
カラー舗装

第1工区 妙典小  
白線、カラー舗装

第7工区 鬼高小  
カラー舗装

第2工区 行徳小  
カラー舗装

第8工区 信篤小  
カラー舗装

第6工区 南行徳小  
カラー舗装

第5工区  
白線、カラー舗装

第3工区 新井小  
白線

第4工区 富美浜小  
白線、カラー舗装

第7工区 幸小  
カラー舗装

1	カラー舗装
2	白線
3	緑線
4	赤線
5	青線
6	黄線
7	紫線
8	黒線
9	グレー
10	白
11	黒
12	赤
13	青
14	黄
15	紫
16	黒
17	グレー
18	白
19	黒
20	赤
21	青
22	黄
23	紫
24	黒
25	グレー
26	白
27	黒
28	赤
29	青
30	黄
31	紫
32	黒
33	グレー
34	白
35	黒
36	赤
37	青
38	黄
39	紫
40	黒
41	グレー
42	白
43	黒
44	赤
45	青
46	黄
47	紫
48	黒
49	グレー
50	白



## 市川市自転車の安全利用に関する条例の一部改正について

＜自転車損害賠償保険等の加入義務化＞

R4.12.8 交通計画課

## 1.改正経緯

自転車の安全利用の更なる普及啓発を図るため、自転車損害賠償保険等への加入を義務付けるとともに、事業者の責務を見直すほか、所要の改正を行った。

## 2.改正内容

## ①保険加入に関する改正内容

対象者	現行		改正後	
利用者	事故に備えた保険への加入に努めなければならない	努力義務	自転車損害賠償保険等に加入しなければならない	義務
小売業者	—	—	自転車購入者へ自転車損害賠償保険等加入の有無の確認に努める	努力義務
事業者	—	—	事業用自転車のための自転車損害賠償保険等に加入しなければならない	義務
	—	—	自転車通勤者に自転車損害賠償保険等加入の有無の確認に努める	努力義務
貸付業者	—	—	貸付自転車のための自転車損害賠償保険等に加入しなければならない	義務
	—	—	借受者へ保険内容の情報提供に努める	努力義務
保護者	—	—	保護すべき未成年者の自転車損害賠償保険等に加入しなければならない	義務
学校の設置者	—	—	生徒や保護者へ自転車損害賠償保険等の情報提供に努める	努力義務
市長	—	—	保険加入促進のための情報提供を行う	—

※義務化に伴う罰則は規定しない

## ②その他の改正内容

対象者	内容
利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び交通の状況に応じた適正な走行を遵守する</li> <li>家族内の高齢者に対しヘルメットの着用、安全利用のための助言に努める</li> <li>高齢者はヘルメットの着用等に努める</li> <li>夜間等では、反射材の装着等の措置に努める</li> </ul>
小売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車購入者に対し、安全利用のための助言に努める</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市、警察の施策に協力するよう努める</li> <li>自転車の側面への反射器材の装着及び定期的な点検整備に努める</li> <li>従業員に対し安全利用の啓発指導に努める</li> </ul>
貸付業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車の側面への反射器材の装着及び定期的な点検整備に努める</li> <li>借受人に対し、安全利用のための助言に努める</li> </ul>

※令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたのに伴い、「幼児、児童、又は生徒」を「未成年者」に改める

※自転車の安全利用に関する講習を受けた際の優遇措置がないことから条文より削除

令和4年9月より市川市内でシェアサイクル事業を開始しました

シェアサイクルは、都市内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用できる利便性の高い交通システムです。

公共交通の機能を補完し、観光振興や地域の活性化等に資するなど、公共的な交通として重要な役割を担っています。

市川市は、オープンストリート株式会社と協定を結び、令和4年9月よりシェアサイクル事業を開始しました。

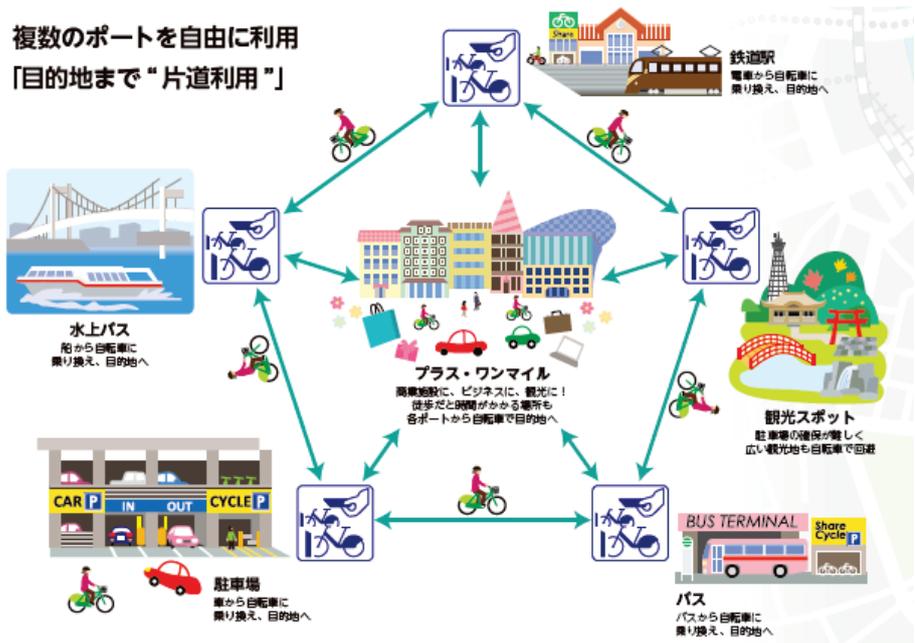
【事業概要】 サイクルステーション設置 ※別紙参照(公共施設24箇所・民間3箇所)

【協定期間】 令和9年3月31日(うち実証実験期間:令和6年3月31日まで)

【主な整備効果】

- ① 利便性の向上
  - ・通勤、通学の手段の補強、ビジネスの移動ツールとして
  - ・公共交通機関の補完
- ② 地域の活性化
  - ・多方向に移動が可能のため、まちの回遊性向上が期待
- ③ 環境負荷の低減
  - ・車を使わない移動手段として環境負荷の低減
  - ・交通渋滞の緩和等の効果も期待
- ④ 健康の増進
  - ・自転車に乗ることでの運動による健康効果
- ⑤ 災害時における交通機能の保持
  - ・災害時の移動手段として

【シェアサイクルイメージ】



## シェアサイクルステーション設置場所一覧

No.	名 称	所 在 地
1	行徳支所	末広1丁目1番31号
2	南行徳市民センター	南行徳1丁目21番1号
3	大柏出張所	南大野2丁目3番19号
4	全日警ホール	八幡4丁目2番1号
5	市川市文化会館	大和田1丁目1番5号
6	行徳文化ホールI&I	末広1丁目1番18号
7	東山魁夷記念館	中山1丁目16番2号
8	芳澤ガーデンギャラリー	真間5丁目1番18号
9	清華園	中山4丁目14番1号
10	塩浜市民体育館	塩浜4丁目9番1号
11	八幡第7駐輪場	八幡2丁目4番
12	JR市川駅北口 学習交流施設「市本」横	市川1丁目1番
13	JR市川塩浜駅南口	塩浜2丁目33番
14	東京メトロ南行徳駅北口	相之川4丁目7番
15	広尾防災公園	広尾2丁目3番2号
16	駅前公園	湊新田2丁目4番
17	南行徳公園	相之川4丁目1番
18	東海面公園	南行徳4丁目7番
19	白妙公園	富浜1丁目7番
20	市川公民館	市川2丁目33番2号
21	南行徳公民館	相之川1丁目3番7号
22	信篤公民館	高谷1丁目8番1号
23	生涯学習センター	鬼高1丁目1番4号
24	道の駅いちかわ	国分6丁目10番1号
※25	プロロジスパーク市川1	塩浜1丁目7番2号
※26	プロロジスパーク市川3	塩浜1丁目6番1号
※27	ハイツ東菅野	東菅野1丁目16番26号

※は民間事業者により設置のステーション

# 市内シェアサイクルステーション設置場所



※注意  
 丸付き数字 ⇒ 公共施設  
 星印 ⇒ 民間事業者

凡例	
—	国道路
—	県道
—	市道
—	町道
—	村道
—	河川
—	鉄道
—	バス路線
—	公園
—	学校
—	郵便局
—	公共施設
—	民間事業者
—	その他

1:13000

(仮称) 菅野駅周辺自転車等放置禁止区域図 (案)

